

(中小企業信用保険法の特例)

第7条 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条第1項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第3条の2第1項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第3条の3第1項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証(同法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	保険価額の合計額が	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第7条第1項に規定する特定研究開発等関連保証(以下「特定研究開発等関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第3条の2第1項及び第3条の3第1項	保険価額の合計額が	特定研究開発等関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第3条の2第3項	当該借入金の額のうち	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第3条の3第2項	当該保証をした	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第3条の8第1項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第2項の規定の適用については、同条第1項中「2億円」とあるのは「3億円(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第5条第2項に規定する認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金(以下「特定研究開発等資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、2億円)」と、「4億円」とあるのは「6億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、4億円)」と、同条第2項中「2億円」とあるのは「3億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、2億円)」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第3条第2項及び第5条の規定の適用については、同法第3条第2項中「100の70」とあり、及び同法第5条中「100分の70(無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、100の80)」とあるのは、「100の80」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第4条の規定にかかわらず、保険金額に年100分の2以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

【要旨】

特定研究開発等に取り組む中小企業においては、検査機器などの研究開発用の設備の導入等のために多額

の資金を必要とすることが想定されるので、国としてもこれに対処して、中小企業金融公庫における低利融資制度の創設等により、極力良質で豊富な資金の確保を図ることとしている（第6条）。しかしながら、所要資金を十分調達し、研究開発等を円滑に行っていくためには、資金の量的確保の面でなお民間資金が必要となる場合が少なくない。したがって、かかる民間資金の供給を円滑にする必要があることにかんがみ、中小企業の信用力・資金調達力について特別の措置を講じることが必要である。

このような観点から、特定研究開発等に必要な資金について債務保証をした信用保証協会が中小企業金融公庫との間で結ぶ保険関係についての特例を設けることとしたものである。これにより、特定研究開発等に取り組む中小企業は普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠追加や新事業開拓保険の限度額拡大、保険料率の引き下げなどの特例を受けることが可能となる。

なお、当然のことではあるが、本条に係る保険関係については中小企業信用保険法の保険関係であるので、中小企業信用保険法の規定の全部が適用されるものであり、本条に規定されている中小企業信用保険法第3条第1項及び第2項、第3条の2第1項及び第3項、第3条の3第1項及び第2項、第3条の8第1項及び第2項並びに第5条だけが適用になるのではない。本条は、単に、本法に基づく認定を受けた中小企業者に対する債務保証について、中小企業信用保険法の前記条文を適用する際に読み替えを行うものである。

【解説】

（第1項関係）

本項は、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、特定研究開発等関連保証（注）を受けた中小企業者に係るものについて、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金に関し、中小企業信用保険法に定めるのと同額の保険限度額の別枠を設けるというものである。これにより、既に通常の保険限度額一杯に利用している者についても、特定研究開発等関連保証であれば、新たにそれぞれの保険に応じた限度額内の利用が可能となる。この場合、特定研究開発等関連保証についての各保険の成立関係は、通常の保険関係の場合と同様である。すなわち、無担保、無保証人の特定研究開発等関連保証については、別枠の特別小口保険が別枠の他種の保険に優先して成立し、無担保（保証人の保証を除く。）の特定研究開発等関連保証については、別枠の無担保保険が別枠の普通保険に優先して成立することとなる。

（注）「特定研究開発等関連保証」とは、中小企業信用保険法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する債務の保証であって、認定計画に従って行われる特定研究開発等に必要な資金に係るものである。なお、特定研究開発等計画の認定は経済産業大臣が行うが、実際に中小企業者が金融機関から借入を行う際の債務保証については、各信用保証協会が個別具体的ケースを見て判断することとなる。

（第2項関係）

第2項は、特定研究開発等資金に対する中小企業信用保険法第3条の8第1項に規定する新事業開拓保険に係る特例について定めている。新事業開拓保険は、リスクが高く、多額の資金を必要とする中小企業者の新事業開拓について、中小企業信用保険法上、信用補完の面から特に支援するために設けられた措置である。本項は、新事業開拓保険の保険関係であって、中小企業者が認定を受けた特定研究開発等計画に基づいて行う研究開発等に必要な資金に係るものについて、保険限度額を増額（通常の2億円から3億円に増額（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合等に係る保険関係の保険限度額については、通常の4億円を6億円に増額））するというものである。また、特定研究開発等に必要な資金以外の資金に係る保険関係の保険限度

額については、通常と同様の2億円（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合等に係る保険関係の保険限度額については、4億円）を限度とすることとしている。なお、この場合の各保険の成立関係についても、第1項と同様に、通常の保険関係の場合と何ら変わるところはない。

（第3項関係）

本項は、普通保険について保険価額に対する保険金の額の割合（てん補率）を引き上げるものである。普通保険の保険関係については、中小企業信用保険法第3条第2項の規定により保険価額に100分の70を乗じて得た額を保険金額（中小企業金融公庫が信用保証協会に支払うべき保険金の最高限度額）とし、また、同法第5条の規定により保険事故が発生したときのてん補率（信用保証協会の損失額に対して、中小企業金融公庫が実際に支払うべき保険金の割合）は100分の70に定められているが、本項の読み替え規定により、特定研究開発等関連保証に係るものについて、特に100分の80に引き上げられることとなる。

本法に基づいて中小企業者が行う認定計画に関する研究開発等に必要な資金に係る保証については、一般的に高いリスクがあると考えられるため、各信用保証協会の保証態度を積極化するためには、保証を行った債務について中小企業者が返済不能となった場合に信用保証協会が支払うこととなる額（保険価額）に対して支払われる保険金の割合を引き上げることによって、保証協会の負担を軽減することが必要であるため、本項を設けたものである。

（第4項関係）

本項は、普通保険、無担保保険又は特別小口保険であって特定研究開発等関連保証に係るものについて、保険料率を「100分の3以内で政令で定める率」から「100分の2以内で政令で定める率」に引き下げるものである。現在、中小企業信用保険法施行令第2条第1項に定められている通常の保険料率は、中小企業信用保険法で定められている最高限度（年100分の3以内）よりも相当程度低い水準で定められており、既に年100分の2をも下回っているが、本法により最高限度を3分の2に引き下げている趣旨に沿って、政令において次の通り定めている。（施行令第2条）

保険の種類 保険料率	普通保険	無担保保険	特別小口保険
通常	0.87%	0.87%	0.4%
本項に基づく特例	0.41%	0.29%	0.19%